

最終更新日: 2016年6月29日

株式会社エフピコ

代表取締役社長 佐藤 守正

問合せ先: 取締役総務人事本部本部長 永尾 秀俊

証券コード: 7947

<http://www.fpcj.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、意思決定の透明性・公正性を確保し、保有する経営資源（人・物・金・情報）を有効に活用するとともに、迅速かつ果敢な意思決定により持続的な成長と長期的な企業価値を向上させることと認識しております。

当社は、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに株主の権利が確保されるよう、金融商品取引法及び関係法令や東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守し、速やかな情報開示を行っております。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、企業価値を財務的価値のみならず、数字では表せられない無形な価値を社会的責任を全うするための価値として捉え、顧客、取引先、社会、従業員、株主など、各ステークホルダーとの適切な協働を実践してまいります。また、取締役会・経営陣は、当社の経営理念に基づき、法令、協定及び社内規程等を遵守するとともに、高い倫理観と社会的良識をもって、全てのステークホルダーを尊重し協働する企業文化・風土の醸成に向け、リーダーシップを発揮してまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであると認識しており、顧客、取引先、社会、従業員、株主など、各ステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と考えております。法令に基づく開示以外にも重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、当社ホームページや企業報告書「エフピコレポート」等の様々な手段により積極的に開示を行っております。

(4) 取締役会等の責務

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、当社の目指す経営目標の実現に向けて重要な企業戦略を定めて実行しております。また、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支えるための役割や責務を果たしております。

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を選択しており、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が経営監視の役割を担い、透明性の高い経営の実現に取り組んでまいります。監査等委員会は、業務執行者からの独立性を確保し、監査等委員である取締役は、取締役会における議決権が付与され監査・監督機能の強化を図っております。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集してまいります。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主との建設的な対話を積極的に行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しており、代表取締役やIR担当取締役を中心に当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主との対話の場を設けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-10-1】

（取締役の報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、会長・社長・総務人事本部担当取締役が協議し決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、業務提携、資金調達、原材料の安定調達など経営戦略の一環として、株式を保有することにより企業間の連携を高め当社の利益に資すると判断する企業の株式を保有することとしております。

当社は、担当取締役が保有先との取引状況等を年に一度モニタリングを実施し、その結果を踏まえて株式の買い増しや処分について取締役会で審議した上で実施してまいります。

保有上場株式の議決権の行使については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に即したものであるか、並びに投資先企業の経営方針・戦略等を充分尊重した上で、中長期的な企業価値の向上に資するものであるかなどを総合的に判断し、適切に行いいたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、利益相反取引について、取締役会で承認を受けたうえで実施し、取引結果を取締役に報告しております。また、当社及びグループ会社の取締役に対し、利益相反取引の有無の報告を毎期義務づけております。

実施された利益相反取引については、会計基準に従い適切に開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念や経営戦略、当社ホームページ、決算説明資料及び企業報告書「エフピコレポート」等にて開示しております。

(ii) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

(iii) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責及び実

績、経営内容や経済情勢を勘案し、会長・社長・総務人事本部担当取締役が協議し決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者の指名に当たっては、会長・社長・総務人事本部担当取締役が協議し、独立社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程しております。なお、監査等委員である取締役候補者の指名に当たっては、監査等委員会の同意を得ることとしております。取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者の指名を行うに当たり、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しております。

また、当社は、経営の意思決定に社外の声を一層反映するため、社外取締役を4名選任しております。社外取締役からは、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただいております。社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準に基づき、候補者の検討を行っております。

(v) 新任取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である新任取締役の候補者、社外取締役候補者の選任理由は、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、次の事項の決議を行っております。

- (1) 会社法及び他の法令に規定された事項
- (2) 定款に規定された事項
- (3) 株主総会の決議により委任された事項
- (4) その他経営戦略の実践に向けた経営上の重要な事項

取締役会は、業務執行部門による迅速かつ果敢な意思決定を可能とするため、上記(1)～(4)の取締役会の専決事項を除き、「職務権限決裁規程」を定めて経営陣に対する委任の範囲を規定しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な利用】

当社は、経営の意思決定に社外の声を一層反映するため、独立社外取締役を2名選任しており、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただいております。

社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準に基づき、候補者の検討を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の取締役会は、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準を設けており、その基準は、コーポレートガバナンスに関する報告書に記載しております。加えて、株主総会招集通知にも記載しております。

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準に基づき、候補者の検討を行っております。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者の指名に当たっては、会長・社長・総務人事本部担当取締役が協議し、独立社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程しております。当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者の指名を行うに当たり、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しております。

また、当社は、経営の意思決定に社外の声を一層反映するため、社外取締役を4名選任しております。社外取締役からは、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただいております。社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準に基づき、候補者の検討を行っております。

【補充原則4-11-2】

当社の社外取締役及び取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向けております。グループ外の兼任・兼職は合理的な範囲にとどめており、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、独立社外取締役に対して、取締役会事務局が定期的に取締役会の実効性についてのヒヤリングを実施し、その内容は取締役会にて報告を行い必要に応じて改善を行っております。

取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要は、以下のとおりであります。

○取締役会の構成

活発な議論・検討、迅速な意思決定を行うにあたり適切な人数であり、また幅広い経験を持つ取締役で構成されております。

○取締役会の運営状況

原則1回/月開催し、重要案件を適切な議論を経て審議・決議しております。また、社外取締役は意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

○提供資料・情報

議案の内容を検討するにあたり、必要十分な資料・情報が取締役に提供されております。また、社外取締役については、議案の検討時間の確保を目的に、資料・情報の事前提供を必要に応じて行っております。

【補充原則4-14-2】

当社は、社外取締役の就任の際に、当社グループの事業・財務・組織の概要について情報提供を行うと共に、必要に応じて工場見学を実施し、当社グループへの理解を深める施策を行っております。

取締役を対象として、その役割と責務に必要な研修を実施しており、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。新任取締役に、外部セミナー等への参加を奨励し知識・能力の向上を図っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を積極的に行うための体制整備・取組みに関する方針として、IR活動を統括する経営企画室担当取締役を指定し、総務人事本部、経理財務本部や法務・コンプライアンス統括室、並びに株主との対話を補助する部門間の有機的な連携を実施しております。代表取締役が決算説明会において株主との対話を行い、投資家訪問も実施しております。このほか、IR活動の充実をはかるため、工場・物流拠点の施設見学会なども積極的に実施しております。見学をご希望の投資家向けに、リサイクル工場や選別センターのほか、障がいのある従業員が働く工場の見学を、当社ホームページを通じて広く募集しております。

株主からいただいたご意見やご要望などについては、取締役や執行役員に報告されて情報の共有化を図っております。当社の取締役会は、株主

との対話に際して、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとしております。
なお、株主との対話に際しては、未公表の重要情報（インサイダー情報）が外部へ漏えいすることを防止するため、「インサイダー情報管理規程」に基づき情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社小松安弘興産	14,339,300	34.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,403,800	5.81
積水化成成品工業株式会社	1,732,730	4.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,586,300	3.83
株式会社西日本シティ銀行	880,000	2.13
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY 常任代理人 シティバンク銀行株式会社	831,883	2.01
エフピコ共栄会	818,900	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社もみじ銀行 退職給付信託口)	762,800	1.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託積水化成成品工業口)	600,000	1.45
第一生命保険株式会社	551,200	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

大株主の状況で所有株式数割合は、自己株式(2,889,332株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
末吉 竹二郎	他の会社の出身者					△						
緑川 正博	公認会計士											△
中居 敏郎	他の会社の出身者	●				△						
松本 修一	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
末吉 竹二郎	○	○	末吉竹二郎氏は、当社の主要な借入先である株式会社三菱UFJ銀行に在籍しておりましたが、退職して10年以上経過しております。 また、同氏は、イオン株式会社の社外取締役であります。当社とイオン株式会社は取引関係にあり、平成28年3月期の同社グループに対する売上高は9,141百万円であります。	末吉竹二郎氏は、金融機関での豊富な企業経営を経て、国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP FI)の特別顧問に就任、現在はUNEP FIでの活動の他、環境問題や企業の社会的責任(CSR/SRI)について、各種審議会、講演等を通じて啓発に努めるなど、豊富な経験と知見を有しており、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任するものであります。 同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準を満たしております。また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、本人の同意

				のうえ、社内決裁を経て独立役員に指定しております。
緑川 正博	○	○	当社は、緑川正博氏が代表を務める株式会社MIDストラクチャーズと税務・会計に関する業務委託契約を結んでおりましたが平成26年5月に取引を終了しております。 同社に対する支払額は、平成26年3月期に22百万円、平成26年4～5月分として01百万円であります。 また、同社は、大株主である株式会社小松安弘興産とコンサルティング契約を結んでおりましたが平成26年5月で取引を終了しております。	緑川正博氏は、公認会計士・税理士であり株式会社MID GROUPの代表取締役であります。同氏が公認会計士として高度な知識と豊富な経験を有しており、今後の当社グループの事業拡大のため、専門知識を活かして客観的な立場から当社の経営に対する有益な意見をいただけるものと判断して社外取締役に選任しました。同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準を満たしております。また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、本人の同意のうえ、社内決裁を経て独立役員に指定しております。
中居 敏郎	○		中居敏郎氏は、株式会社もみじ銀行の出身ですが、平成20年に同社を退職しております。同社は当社の主要な借入先であります。また、同氏には、2親等以内の親族が当社に在籍しておりますが、重要な使用人ではありません。	中居敏郎氏は、金融機関で培ってきた経験と実績、知識及び見識を有し、客観的・中立的経営の観点から取締役会の妥当性・的確性を確保するための助言・提言を行っていたのに適任と考え、社外取締役として選任するものであります。
松本 修一	○		松本修一氏は、三井物産株式会社の出身ですが、平成26年12月に同社を退職しております。同社は、当社の主要な取引先であります。	松本修一氏は、総合商社で培ってきた企業経営等の経験と実績、知識及び見識を有し、当社の経営全般に助言をもらうことにより、コーポレートガバナンス強化に寄与してもらえると判断して社外取締役として選任するものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	2	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会の職務を補助すべき人員は、専任の体制を取っておりませんが、監査等委員の職務の必要に応じ、関連する部門が支援する体制といたします。
補助すべき専任の使用人を置く場合、当該使用人は、監査等委員会の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査等委員会の同意を得るものといたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会と会計監査人は、相互の連携強化のために定期的に会合を行ってまいります。監査等委員会は、会計監査人から監査方針、監査計画、監査実施状況および監査講評等の報告を受け、意見交換等を実施いたします。
会計監査人は、意見表明の都度、監査等委員会及び内部監査部門に対し監査結果の報告を行い、その際に、監査等委員会及び内部監査部門は、十分な意見交換を実施してまいります。また、会計監査人は内部監査部門の監査結果を定期的に確認し、重要な問題があれば取締役会に対し報告を行うこととしており、改善が必要な場合は、関係部署の所管取締役にに対し改善指示を行うこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

2 名

その他独立役員に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の候補者の指名にあたり、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しております。

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外役員の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準のほか、当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準に基づき、候補者の検討を行ってまいります。

・当社の独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役または社外取締役候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 取引先関係者

(1) 売上先等

当社グループの主要な取引先（注1）である会社において、過去3年間以内に業務執行者であった者

(2) 仕入先等

当社グループを主要な取引先（注1）とする会社において、過去3年間以内に業務執行者であった者

2. 金融機関関係者

当社グループの年間平均負債額が、1億円又は連結総資産の3%のいずれか高い方の金額を超える金融機関において、過去3年間以内に業務執行者であった者

3. コンサルタント等（注2）

当社グループから、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていた者

4. 大株主等

当社の大株主（注3）もしくは当社が大株主（注3）の会社において、過去3年間以内に取締役、業務執行者または監査役であった者

5. その他

社外取締役または社外取締役候補者の2親等以内の親族が、当社および当社グループの取締役、監査役または重要な使用人（注4）である者、または上記1～4に該当する者

（注1）主要な取引先とは、年間取引額が1億円又は連結売上高の3%のいずれか高い金額を超える取引先をいいます。

（注2）コンサルタント、会計専門家又は法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）をいいます。

（注3）大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいいます。

（注4）重要な使用人とは、本部長以上の職位にある者をいいます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、月次報酬と賞与としており、業績向上に対する動機付けを行うため、連結経常利益を指標として賞与を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年3月期の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は次のとおりであります。

取締役 13名 344百万円（基本報酬236百万円 賞与58百万円 退職慰労金48百万円）

監査役 3名 18百万円（基本報酬16百万円 退職慰労金1百万円）

社外役員 5名 49百万円（基本報酬46百万円 退職慰労金2百万円）

（注）

1. 平成18年6月29日開催の第44回定時株主総会において、取締役の報酬を年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査役の報酬額を年額80百万円以内と決議いただいております。

2. 上記の人数には、平成27年6月26日付けで退任した取締役2名及び監査役2名並びに平成27年8月5日をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

3. 上記の退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額であります。

4. 上記のほか、平成27年6月26日開催の第53回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。

退任取締役 2名 42百万円

退任監査役 2名 27百万円
なお、この金額の中には、過年度において役員の報酬等の総額に含めた退職慰労金引当金の繰入額64百万円が含まれております。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人としての給与 2名 7百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、会長・社長・総務人事本部担当取締役が協議し決定しております。
監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

取締役会において議案の内容を検討するにあたり、必要十分な資料・情報が取締役に提供されており、社外取締役については、議案の検討時間の確保を目的に、資料・情報の事前提供を必要に応じて行っております。
当社の社外取締役を含む取締役は、その役割・責務を実効的に果たすために必要となる情報について、関連する部門に情報や資料を求め、要請を受けた部門は都度情報や資料を提供しております。主に、取締役会事務局が中心となり、取締役の支援を行っております。
社外取締役が過半数を占める監査等委員会が経営監視の役割を担い、透明性の高い経営の実現に取り組んでまいります。
監査等委員会の職務を補助すべき人員は、専任の体制を取っておりませんが、監査等委員の職務の必要に応じ、関連する部門が支援する体制といたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の経営組織とその運営及び会計監査の状況は以下の通りであります。

(1) 取締役、取締役会

当社の取締役会は、次の事項の決議を行うとともに、業務執行を監督しております。

(ア)会社法及び他の法令に規定された事項、(イ)定款に規定された事項、(ウ)株主総会の決議により委任された事項、(エ)その他経営戦略の実践に向けた経営上の重要な事項

取締役会は、平成28年6月28日現在、12名の取締役(監査等委員である取締役を除く)と4名の監査等委員である取締役によって構成されております。社外取締役が過半数を占める監査等委員会が経営監視の役割を担い、透明性の高い経営の実現に取り組んでまいります。多様な経験と幅広い見識を有する有識者などを社外取締役とし、取締役会等において、業務の執行と一定の距離を置いた立場から意見をを行うことで、客観的な経営の監督の実効性を確保いたします。

また、経営の効率化、意思決定の迅速化を目指し、業務執行体制をより明確にするとともにその体制の強化を図るため、平成26年1月から執行役員制度を導入しております。平成28年6月28日現在、執行役員は13名であります。

(2) 監査等委員、監査等委員会

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を選択しており、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が経営監視の役割を担い、透明性の高い経営の実現に取り組んでまいります。監査等委員会は、業務執行者からの独立性を確保し、監査等委員である取締役は、取締役会における議決権が付与され監査・監督機能の強化を図っております。

監査等委員会は、平成28年6月28日現在、4名の取締役で構成されており、すべて社外取締役であります。各分野において高い専門知識や豊富な経験を有しており、取締役1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任しております。監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集してまいります。

(3) 内部監査及び会計監査

内部監査専用部門として「監査室」を設置し、平成28年6月28日現在、8名で運営しております。監査室は、当社およびグループ各社の内部統制の改善・強化に向け、業務に関する内部監査等を行い、その監査結果は、すべての取締役に報告しております。

会計監査業務の執行は、有限責任監査法人トーマツの業務執行社員(公認会計士)柴田良智および宮本芳樹氏であります。また、会計監査業務に係る補助は公認会計士11名、公認会計士試験全科目合格者等4名およびシステム監査担当者2名およびその他6名であります。

同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間に特別な利害関係はありません。

(4) 取締役候補者の指名

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者の指名に当たっては、会長・社長・総務人事本部担当取締役が協議し、独立社外取締役の意見も踏まえ取締役会に上程しております。なお、監査等委員である取締役候補者の指名に当たっては、監査等委員会の同意を得ることとしております。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の候補者の指名を行うに当たり、上程された案の審議結果・提言を最大限尊重したうえで、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しております。

(5) 取締役の報酬

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、会長・社長・総務人事本部担当取締役が協議し決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

(6) コンプライアンス遵守とリスク管理体制

当社は、経営理念に基づき、社員がどのように行動すべきかを具体化した「エフピコグループ行動憲章」、さらに、その一貫性のある浸透を図る

べく「エフピココンプライアンス行動規範」を行動準則として定め、啓蒙活動を通してコンプライアンスを最優先とした行動を遵守する方針を徹底しております。

リスク管理については、「リスク管理規程」においてリスクを区分して定め、グループ全体のリスクを適切に管理しております。また、情報交換会等の場を通して、リスク分析の共有やリスク発生の未然防止に取り組む体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、当社の目指す経営目標の実現に向けて重要な企業戦略を定めて実行しております。また、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支えるための役割や責務を果たしております。

多様な経験と幅広い見識を有する有識者などを社外取締役を選任し、取締役会等において、業務の執行と一定の距離を置いた立場から意見を行うことで、客観的な経営の監督の実効性を確保しており、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を選択しており、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が経営監視の役割を担い、透明性の高い経営の実現に取り組んでまいります。監査等委員会は、業務執行者からの独立性を確保し、監査等委員である取締役は、取締役会における議決権が付与され監査・監督機能の強化を図っております。

当社としては、監査等委員会の機能を最大限に生かし、業務執行の監査・監督機能を一層強化して持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指すには、現体制が最適であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を6月6日に発送しています。法定期日より4営業日以上前になります。
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年の第54回定時株主総会は6月28日に開催しました。 これは、平成28年3月期決算に係る株主総会集中日である6月29日の1日前に当たります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、平成28年第54回定時株主総会より電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、平成28年第54回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」にも参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は、英訳版を作成し東京証券取引所及び当社ホームページに掲載しています。
その他	株主総会招集通知及び事業報告等の添付書類一式は、事前に当社ホームページ及び東京証券取引所の上場会社情報サービスにて開示しております。 株主総会においては、株主のより一層の理解を得るために、明確で分かりやすいビジュアル化した説明を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、法令及び企業倫理を遵守した経営を行うとともに、株主・投資家に適正、適時かつ公平な企業情報の開示と説明責任を果たし、エフピコグループの事業活動に対する理解と信頼の獲得に努めてまいります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	開催内容: 決算説明会 実施時期: 第2四半期(平成27年11月10日)、期末(平成28年5月12日) 参加者: 機関投資家、アナリスト、その他金融機関関係者 参加者数: 約80名/回 国内外のアナリスト・機関投資家との個別ミーティングを随時実施	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家の要望に合わせ個別ミーティングを随時実施	なし
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: http://www.fpco.jp/ir/ IR資料: 決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知及び決議通知、電子公告、エフピコレポート、決算説明会資料、決算説明会動画配信、プレスリリースを掲載しております。 その内、以下のIR資料については英文でも掲載しております。 決算短信、決算説明会資料、エフピコレポート、株主総会招集通知	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画室 担当役員: 常務取締役経理財務本部長 兼経営企画室ジェネラルマネージャー 池上 功 事務連絡責任者: 高島裕人	
その他	IR活動の充実をはかるため、工場・物流拠点の施設見学会なども積極的に実施しております。見学をご希望の投資家向けに、リサイクル工場や選別センターのほか、障がいのある従業員が働く工場の見学を、当社ホームページを通じて広く募集しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	エフビコの経営理念及びエフビコグループ行動憲章の精神に則り、エフビココンプライアンス行動規範を制定し、ステークホルダーとの関係について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応が、中長期的な企業価値の向上に重要な要素であることを踏まえ、顧客、取引先、社会、従業員、株主など、各ステークホルダーと良好かつ円滑な関係の維持に努め、価値創造に向けた取り組み状況を、当社ホームページや企業報告書「エフピコレポート」等の様々な手段により積極的に開示を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであると認識しており、顧客、取引先、社会、従業員、株主など、各ステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と考えております。法令に基づく開示以外にも重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、当社ホームページや企業報告書「エフピコレポート」等の様々な手段により積極的に開示を行っております。
その他	当社は、多様な人材の能力を最大限に活かして企業価値の向上に取り組んでおります。障がいのある従業員の個性と能力を活かして基幹業務（製造、リサイクル部門）に正社員として配置しており、グループ全体の障がい者雇用率は14.56%（平成28年3月）となっております。 また、当社は、平成28年6月現在において21名の女性管理職が活躍しており、今後も、男女の隔たりなく人材を育成することが肝要と考え、引き続き女性管理職が恒常的に生まれる社内風土の醸成をめざします。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1. 当社および子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため体制と損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) コンプライアンス体制
取締役及び使用人が、高い倫理観と社会的良識を持ち、コンプライアンス精神の浸透を図ることを目的に制定した「エフピコグループ行動憲章」、「エフピココンプライアンス行動規範」を会社法の精神に則り、取締役及び使用人に対して周知を図る。
法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報制度の詳細を規定した「職場相談窓口に係る規程」に基づき、社内の通報窓口のほか経営陣から独立した窓口として弁護士事務所を設置するとともに通報者の不利益の防止を図る。
法務・コンプライアンス統括室において、グループ横断的にコンプライアンスに係る教育・研修、内部通報制度の運用状況の検証、その他コンプライアンスについての取り組みを推進する。
 - (2) リスク管理体制
「リスク管理規程」に基づき、リスクを区分してグループ全体のリスクを適切に管理する。具体的には、生産・物流・販売に関する業務リスクでは、原則月次で取締役、執行役員、ジェネラルマネージャーによるオペレーション会議が開催され、リスクを共有化すると共に課題・対応策を審議する。また、グループ会社のリスク管理では、取締役、執行役員、グループ会社の代表者による情報交換会が定期的に開催され、リスクを共有化すると共に課題・対応策を審議する。
当社グループに危機的事態が顕在化したときのため、その被害を最少化するための危機管理について「危機管理規程」を定め、当社および当社子会社の取締役及び使用人に周知する。
 - (3) モニタリング体制
業務執行部門とは独立した社長直轄の監査室による内部監査を実施し、業務執行部門のリスク管理状況、コンプライアンス状況も含めモニタリングを行う。これにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - (4) 情報開示体制
法定開示及び適時開示に係る情報は、秘書室に情報集約し、関係部門と協議の上、開示の必要性要否の判断を行なう。より一層透明性を確保し健全性を図るため、「インサイダー情報管理規程」に基づき情報開示体制を確保する。
2. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務に係る情報の保存・管理は、「文書管理規程」で定め、適正な運用を図るものとする。保存文書の保存年限は、関係法令で定められた期間とし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
3. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、監査等委員会設置会社であり、経営の意思決定の迅速化と取締役の職務執行の監査・監督機能の強化を図る。経営に関する重要事項を協議する機関としては、経営会議を設置する。
経営上の意思決定機関として取締役会を原則月次で開催し、重要事項の決定のほか、取締役の業務執行状況の監督を行い、効率的な執務執行を確保する。
4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定めるグループ運営規程において、子会社の経営上の重要事項または問題が発生した場合、速やかに主管本部・主管会社へ報告・連絡すると共に、当社への報告を義務づけ、子会社の財務状況やその他重要情報について、必要に応じて随時報告を実施する。
その他当社グループは、原則月次で当社および当社子会社の取締役が出席する経営会議を開催し、当社子会社において発生した重要な事象について経営会議における報告を義務づける。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、また、その取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、及び取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指名することができる。
当該使用人は、監査等委員会の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。
6. 当社及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。内部通報制度に基づき、不正行為が確認された場合は、監査等委員会へ遅滞なく報告を行うよう、取締役及び使用人に対してその周知を図るものとする。
また、監査等委員会に対しては、内部監査部門である監査室より内部監査に関わる連絡と監査結果の報告を行い、監査等委員会は必要に応じて監査室に調査を求めるなど緊密な連携を図る。
監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行う事を禁止し、その旨を周知徹底する。
7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員の職務の執行について合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を、監査等委員の請求に基づき速やかに処理するものとする。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、監査等委員会は、会計監査人や内部監査部門である監査室と連携するとともに、会社を取り巻くリスク・課題について、意見交換を行う。また、監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集する。

別紙「内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図」をご参照

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「エフピコグループ行動憲章」、「エフピココンプライアンス行動規範」で定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、不当・不法な要求には一切応じないものとする。
反社会的勢力に対する対応は、総務部が総括し必要に応じて警察等の外部専門機関と連携して対処する。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに株主の権利が確保されるよう、金融商品取引法及び関係法令や東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守し、速やかな情報開示を行っております。なお情報開示に際しては必要に応じて取締役会への報告を行っております。

1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

- ・当社は、投資判断に重要な影響を与える会社情報を、すべての株主・投資家の皆様に対して、適時、適切かつ公平に開示するよう努めております。
- ・このため、適時開示の対象のうちインサイダー取引規制上の重要情報の取扱いについては、内部者取引規制における重要事実を管理する「インサイダー情報管理規程」を定めており、また、その他の適時開示情報については、情報管理責任者が担当部門長と連携し、適時、適切な開示が行える体制を構築しております。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制

- ・適時開示規則等に定める適時開示情報に該当する決定事実・発生事実、情報管理責任者である秘書室GM(ジェネラルマネジャー)が取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、把握しております。
- ・適時開示情報に該当する重要情報を把握した情報管理責任者は、漏洩等が発生しないよう厳格に管理しております。
- ・適時開示情報のうち財務・経理に係る情報は経理財務本部本部長が、それ以外の情報は総務人事本部本部長が担当しております。
- ・適時開示情報の具体的な公表内容及び時期は、情報管理責任者が適時開示情報の担当となる総務人事本部本部長及び経理財務本部本部長と協議のうえ起案し、取締役会で決定いたします。なお、緊急の場合は代表取締役が決定いたします。
- ・グループ会社の情報につきましては、取締役、執行役員やグループ会社の代表者による情報交換会等で適宜報告され、適切に把握できる仕組みとなっております。

別紙「適時開示体制の概要(模式図)」をご参照。

The diagram illustrates the organizational structure and relationships between various corporate entities:

- 株主総会 (Shareholders' Meeting):** The top-level governing body. It has the authority to elect and dismiss members of the Board of Directors and the Board of Directors. It also receives proposals and reports from the Board of Directors and reports and opinions from the Board of Directors.
- 取締役会 (Board of Directors):** The body responsible for the overall management of the company. It includes:
 - 監査等委員でない取締役 (Non-audit and supervisory committee directors):** These directors are elected and dismissed by the Shareholders' Meeting. They provide proposals and reports to the Shareholders' Meeting.
 - <監査等委員会> 監査等委員である取締役 (Audit and supervisory committee directors):** These directors are elected and dismissed by the Shareholders' Meeting. They provide reports and opinions to the Shareholders' Meeting. They also have a "連携" (cooperation) relationship with the Accounting Supervisor.
- 業務執行部門 (Business Execution Department):** The department responsible for the day-to-day operations of the company. It includes:
 - 代表取締役 (Representative Director):** Elected and supervised by the Shareholders' Meeting. They provide proposals and reports to the Shareholders' Meeting. They also have a "連携" (cooperation) relationship with the Accounting Supervisor.
 - 監査室 (Audit Room):** Established by the Representative Director. It performs "監査モニタリング" (audit monitoring) and reports to the Representative Director. It also has a "連携" (cooperation) relationship with the Accounting Supervisor.
 - 経営会議 オペレーション会議 情報交換会 (Management Meeting, Operation Meeting, Information Exchange Meeting):** These meetings are held under the guidance of the Representative Director and report to them.
 - 業務担当取締役 執行役員 (Business Executive Director, Executive Officer):** Elected and supervised by the Representative Director. They provide proposals and reports to the Representative Director. They also have a "連携" (cooperation) relationship with the Accounting Supervisor.
 - 各本部・各室・グループ会社 (Each Department, Each Room, Group Company):** These entities are managed by the Business Executive Director and report to them. They also have a "連携" (cooperation) relationship with the Accounting Supervisor.
- 会計監査人 (Accounting Supervisor):** An external entity responsible for auditing the company's financial statements. They have a "連携" (cooperation) relationship with the Audit and supervisory committee directors, the Representative Director, the Audit Room, and the Business Executive Director. They also provide "助言" (advice) to the Representative Director.

```
graph TD
    subgraph Internal_Process [ ]
        direction TB
        subgraph TopRow [重要情報]
            D1[部門長]
            D2[部門長]
            D3[部門長]
        end
        D1 -- 探知 --> J1(( ))
        D2 -- 探知 --> J1
        D3 -- 探知 --> J1
        J1 -- 連絡 --> IMR[情報管理責任者  
秘書室GM  
(ジェネラルマネージャー)]
        IMR <--> |協議| ICMA[インサイダー情報管理委員会  
秘書室GM(委員長)  
総務人事本部本部長  
経理財務本部本部長  
経営企画室GM  
法務コンプライアンス統括室GM]
        ICMA -- 相談 --> EIO[外部機関  
幹事証券会社  
顧問弁護士等]
        IMR -- "(重要事実)" --> CEO[代表取締役社長]
        CEO -- 付議 --> BO[取締役会]
    end
    BO --> TDnet[東京証券取引所(TDnet)]
    TDnet --> Website[インターネット上の当社ホームページ]
```

The flowchart illustrates the information disclosure process. It begins with three parallel paths where department heads (部門長) receive important information (重要情報) and report it (探知) to a central junction. This leads to the Information Management Officer (情報管理責任者), specifically the Secretariat General Manager (秘書室GM / ジェネラルマネージャー). The officer consults (協議) with the Insider Information Management Committee (インサイダー情報管理委員会), which includes the Secretariat GM (Chairman), General Affairs and Personnel Dept. Chief, Accounting and Finance Dept. Chief, Management Planning Room GM, and Legal & Compliance Room GM. The committee then consults (相談) with external organizations (外部機関), such as the Board of Directors of the Securities Company and the External Counselor Lawyer. The Information Management Officer reports (重要事実) important facts to the Representative Director (代表取締役社長), who then discusses (付議) them with the Board of Directors (取締役会). The Board's decision is then disseminated through the Tokyo Stock Exchange (東京証券取引所/TDnet) and finally to the company's homepage on the Internet (インターネット上の当社ホームページ).